

令和元年
第9回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和元年第9回立川市農業委員会総会日程

日時 令和元年9月25日（水）午後3時

会場 208及び209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年第 9 回立川市農業委員会総会

令和元年 9 月 25 日（水）

立川市役所 208 及び 209 会議室

議 席	氏 名	議 席	氏 名
1 番	粕 谷 秀 夫 君	10 番	原 島 和 也 君
2 番	鈴 木 豊 君	11 番	岩 田 安 雄 君
3 番	金 子 波留之 君	12 番	粕 谷 久 敬 君
4 番	内 野 英 樹 君	13 番	長 泉 芳 雄 君
5 番	欠 席	14 番	清 水 一 幸 君
6 番	小 峰 喜 昭 君	15 番	藤 野 浩 司 君
7 番	山 下 明 君	16 番	馬 場 宏 君
8 番	島 田 加 美 君	17 番	梅 田 守 男 君
9 番	横 幕 玲 子 君		

事務局職員

次長 奥 野 武 司 君

主査 東深澤 貴 行 君

主任 横 井 雅 司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。9月に入りまして、大分涼しくなり
ましたけれども、台風15号が上陸いたしまして、被害が大
きくて、千葉県のほうは今でもまだ復旧していないというこ
とです。我々の立川市でも大きな被害がありましたけれども、
どうにか立ち直ってきたと思ったら、この間、台風17号の
強い風が吹きました。ナスやネギ等がいろいろ立ち直ってき
たかなと思ったら、ここで南風が吹きまして、台風15号は
大変強い北風だったんですが、また台風17号は引っくり返
るような南風で、行ったり来たりということでした。私も農
作物には全部寒冷紗をかけたので、あまり大きな被害はなか
ったようなんですけれども、これから農業祭なり、いろいろ
品評会等がございますので、ぜひ肥培管理には御注意してい
ただき、管理をしていただければと思っております。

また、後ほど事務報告がありますけれども、9月6日に果
実の品評会がありまして、私は出られなかったんですけれど
も、金子土地利用部会長に出席いただきまして、農業委員会
から褒章させていただきました。

そんなことで、いろいろありましたけれども、また9月1
2日には全員で農地パトロールをしていただきました。この
後、また皆さんで御検討していただきまして、いろいろ御意
見を出していただければと思っておりますので、よろしくお
願いいたします。

これから陽気もよくなりますので、農作業も大変忙しくな
ろうかと思っておりますけれども、ぜひ体に十分注意しまして、農
作業をしていただければと思っております。

それでは、ただいまより令和元年9月、第9回立川市農業
委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農
業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立してお
ります。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしくお願いいたします。
それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名ですが、１１番の岩田委員と
１２番の粕谷久敬委員の御両名にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項でありますが、（１）事務報告、
（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出が今回は
３件出ております。（３）農地法第５条第１項第６号の規定
による届出が今回は５件出ておりますので、一括して事務局
より報告をお願いいたします。次長。

次長 本日、農業委員会事務局長は議会の本会議に出席している
関係で、私より御報告をさせていただきます。

それでは、初めに報告事項の（１）事務報告を行います。

９月６日（金）、立川市果実品評会褒章授与式。

９月１０日（火）、第２回農消連携会議。

９月１２日（木）、第２回農地パトロール。

９月１７日（火）、現地調査。

９月２５日（水）、令和元年第９回農業委員会総会。

農業委員会全員協議会。

９月２６日以降の予定でございます。

９月２６日（木）、農業委員会農地部会長研究集会。

１０月１０日（木）、農業委員会経営関係部会長研究集会。

１０月１６日（水）、現地調査。

１０月２１日（月）、北多摩地区農業委員会連合会理事会。

１０月２５日（金）、令和元年第１０回農業委員会総会。

農業委員会全員協議会。

１０月２９日（火）～３０日（水）、農業委員会会長研究
集会。

１１月２日（土）～４日（月）、農業祭・農産物品評会。

事務報告は以上でございます。

続きまして、報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出３件について御報告いたします。

１件目の申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は富士見町３丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１４６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目の申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は砂川町４丁目の５筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積の合計は１，３６０．７５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目の申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は上砂町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は道路。面積は３８．９８㎡。転用目的は道路用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定により届出５件について御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目の農地の所在は砂川町６丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は１１５㎡。転用目的は道路用地でございます。

２件目の農地の所在は上砂町５丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は１，２３７㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目の農地の所在は富士見町６丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積の合計は１６０㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4 件目の農地の所在は一番町 1 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1, 8 2 9 m²。転用目的は住宅用地でございます。

5 件目の農地の所在は上砂町 4 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積の合計は 7 0 3 m²。転用目的は住宅用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、今回は 3 件を議題といたします。

申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や審議後に、議場にて制度の趣旨、農業継続などについての意思確認を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 現地調査を 9 月 1 7 日、申請者の立ち会いのもと、粕谷会長、鈴木職務代理、長泉委員、梅田委員、内野委員、岩田委員、粕谷久敬委員、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は 3 件でございます。

まず 1 件目の議案第 1 号の 1、農地等の相続人の住所・氏名等については記載のとおりでございます。

特例農地は栄町 1 丁目の 2 筆。略図 1 をご覧ください。

略図 1 は自宅の北側、栄緑道に隣接する農地で、ソヨゴなどの植木のほか、4 棟のビニールハウスには大玉トマトやミニトマト、キュウリなどの野菜が作付けされていました。

出荷先は、取引業者のほか、直売所や個店などがございます。
肥培管理は良好。

農業従事者は、申請者及び息子さんでございます。

議案第1号の1につきましては、以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。議案第1号の1、補足説明、鈴木職務代理、長泉委員、横幕委員、私、粕谷。順番をお願いしたいと思います。鈴木職務代理、お願いいたします。

2番 この方は、事務局より報告がありましたように、野菜と植木のほうを生産しております。ハウスが4棟ありまして、ミニトマト、大玉トマトをつくっております。肥培管理も非常によく、きれいに管理されておりました。石のほうも全て確認をいたしましたので、適格者として問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、長泉委員、お願いいたします。

13番 事務局と職務代理の言ったとおりなんですけれども、ハウスが4棟で、大玉・ミニトマト、ほとんど出荷し終わったような感じでした。出荷先としましては、農協及びスーパーに納めているということでございました。

境界のほうは、石杭がちゃんと入っていたので、問題ないと思います。

それと、ハウスの暖房用のタンクが二つあるんですけれども、それは設備に付随して構わないのかなと思いますけれども。あと、北側に植木のソゴが仕立ててありました。

非常にきれいな畑で、全然問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

9番 今、皆さんがおっしゃったとおりです。住宅地の中にある畑なので、薬をまくときも気を遣いながらというお話をしておられましたけれども、大変きれいな畑でした。問題ないと思います。

議長 私のほうから。この方は大変几帳面な方で、今、3者から報告がありましたとおりで、肥培管理も大変よく、ハウス内も大変きれいに整備されておりました。今はミニトマトが入っていて、そのミニトマトも大変肥培管理がよく、何十段もとっているような現状でした。

また、このところは緑道に面しておりまして、どうしても切られて、三角になってしまっているんですね。仕事のやりにくいようなところなんですけれども、隅から隅まできれいに肥培管理されておりました。問題ないと思います。

ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないものと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思いますので、申請人を呼んでいただきたいと思います。

〔申請人 着席〕

議長 先だってはお邪魔いたしましたして、ありがとうございます。また、今日はお忙しいところをお越しいただきまして、ありがとうございます。

立川の農業委員会では、適格者証明を受けるときには、この総会に出席していただくことになっておりますので、御理解をしていただければと思います。

申請人には、相続税納税猶予というものは十分御理解をしていただいていると思うんですが、農業委員会の総会において、改めて意思を確認させていただきたくためにお越しただいておりますので、よろしくお願いいたします。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなってしまうので、立川農業の発展はおろか、農地を維持できなくなってしまう。今日は御質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、梅田農業経営部会長、よろしくお願いいたします。

17番 今日はどうも御苦労さまです。それでは、簡単な質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかななくてはなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。そこで、確認させていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点についてお聞かせください。

申請人 1点目は、私自身が生涯、体の動く限り、営農していく所存でございます。

2点目は、私のせがれですが、もう10年ぐらい私と一緒に仕事をやっているところでございます。将来的に、面積的には少なくとも、安全で新鮮な野菜を立川の市民に届けるつもりであります。

17番 ありがとうございます。体に気をつけて頑張ってください。

議長 続きまして、金子土地利用部会長、よろしくお願いいたします。

3番 どうもお疲れさまです。同じような質問ですけども、よ

ろしくお願いします。

立川市農業委員会では、この制度が存続されるようさまざまに努力していますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

原則として申請者自身が耕作を行う必要がありますが、障害を理由に、税務署と農業委員会の許可があれば農地を貸すことができます。ただし、主たる従事者が借受人となるため、次の相続のときには、生産緑地である農地の買取り請求ができないという覚悟が必要です。万一許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に対して利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこで、お尋ねします。農地の全てについて申請者自身で肥培管理を行い、農産物の生産をしていくことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

申請人 生涯、私の体が続く限りやっていく所存でございます。後継者は、自分のせがれと一緒にやっておりますので、その辺は間違いのないと思います。

先日、会長からもらった文書の中のことで逆に質問なんです。これから貸借が起きることもありということですよね。その買取り申請が、納税猶予を受けた土地を例えば貸した、その土地は買取り申請が出せないというのは、そのままですか。

議長 いや、それはこれから……。

申請人 そうですよ、その辺は私も初めて聞いたので、これからまだまだ進めていくことだと思いますが、あの文書は、あれっと思ったんですよ。

議長 可能になってくるわけですね。

3 番 ありがとうございます。納税猶予制度は単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と農業経営の

継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま息子さんと一生懸命やると言っていたので、体に気をつけて、今後とも農業経営を生涯やるということを約束いただきましたので、頑張っていたきたいと思います。

議長 ほかの委員で何か御質問がございますか。ございませんか。
……………質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請人の方にお
願いしたいことがあります。

今、両部会長からいろいろ御質問させていただきましたけれども、相続税納税猶予制度というのは、受ければ税金が猶予されるということだけではなく、いろいろ肥培管理なりを一生懸命やっていたでいて、有効的に農地を使っていたくというのが趣旨でございますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

私も見させていただいたんですけれども、この委員会の中でも報告がありましたが、大変肥培管理もよくできておりますし、几帳面にやっておられますのは、もう見てすぐわかるわけなんです。息子さんも今後はやっていただくようになっていますので、これからも頑張ってやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、今、両者が質問したことがこの封筒の中に書いてありますので、家に帰って御家族で、相続税納税猶予というものはこういうことなんだということをお話ししていただいて、次の世代に譲っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……………全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第1号の2に移ります。この案件については、8月の総会に諮るため、現地調査を行い、自宅の裏の適用申請農地に民家の建物の屋根がかかっていることが判明し、申請内容を訂正し、再提出された経緯があります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 議案第1号の2について説明いたします。

農地等の相続人の住所・氏名等につきましては記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は上砂町4丁目と5丁目の2筆。略図2をごらんください。

略図2-1は五日市街道沿いの自宅の北側の農地で、カキ、ブドウ、スイカ、トマトなどが植え付けられておりました。

次に、略図2-2をごらんください。略図2-2は西武拝島線武蔵砂川駅の北に位置する農地で、今回、買取申出を行った農地を除いた土地が対象になります。ミカン、カキが植え付けられ、さらに植え付け面積を拡大していきたいとのことでした。

農業従事者は、申請者本人と息子さんでございます。

議案第1号の2は以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明、山下委員は9月の現地調査は不参加だったんですが、8月の調査には参加されているため、お願いしたいと思います。梅田委員、内野委員、横幕委員の順にいききたいと思います。

山下委員、お願いいたします。

7番 こちらの方は、ただいま説明があったとおり、問題のないところに申請の場所を変更したということでの申請になっております。

作物については、事務局のほうから説明したとおりでござ

います。

略図 2－2 のほうに関しては、境界のほうはプラスチック杭と石杭で、全て確定しておりました。

また、畑の中に少しお茶の木の垣根みたいなものがございましたので、そちらのほうは撤去してもらうようお願いしているところでございます。

肥培管理もほぼ良好であります。よろしく願いいたします。

議長 梅田委員、お願いいたします。

17番 まず略図 2－1 なんですが、ここは 8 月の時点で隣の物置の屋根が一部かかっているということで、若干引っ込めたところに杭を設置しました。そうしますと屋根から外れていきますので、問題なく、作付けされたのがカキとかブドウ、事務局で言われたトマト等でした。肥培管理は良好に保たれていると思います。

それから略図 2－2、こちらはおもしろい地型をしているんですけれども、角々に全部プラスチックの杭が打たれてありまして、略図どおりになっていると思います。ミカンが植わっているんですが、これが古い木が点在して、結構間があいているんですけれども、その間にもミカンをこれから植えるということでした。

以上です。

議長 続きまして、内野委員、お願いします。

4番 私は、略図 2－1 しか見ていないんですけれども、これで私が疑問に思ったことを言ってよろしいですか。

議長 はい、お願いします。

4番 これは隣の建物の屋根が出ているということで、図面を変更したということなんですけれども、屋根が出ていると納税猶予というのは駄目なんですか。

議長 土地の問題なので、境が決まらないんですよ。両者の境が確定しないんです。

4 番 屋根が出ているからではなくて、境が決まらないからという
ことなんですか。

議長 そうということです。

4 番 だったら、私の勘違いで申しわけないです。

議長 屋根が出ているのは構わないんだけど、屋根の庇の下の
部分が境なんですよ。

4 番 相手の主張はね。

議長 だから、屋根より少し西に、屋根の下へちょっと寄ってい
るところに境があるんですよ。ところが、相手方は庇のところが
境だと、そういう意味なんですね。

4 番 わかりました。すみません、了解です。畑のほうは特に問
題なく、肥培管理もよくされていると思いますので、大丈夫
だと思います。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

7 番 私も勘違いしておりました。前回、庇云々のところで、境
界がはっきりしないからということだったんですけれども、
今回、申請し直されたということで、特に問題はないと思い
ます。

議長 略図 2－1 を、鈴木職務代理も立ち会っておりますので、
職務代理のほうからお願いします。

2 番 皆さんからも報告があったとおりでございます。前回、こ
の総会の中で、隣接している建物の屋根が農地のほうに来て
いるということで、確定することができないということで、
再度今回も調査を行いました。この方は少し畑の内側に新
しくプラスチックの杭を打ったんですね。少し引っ込めた形
にしております。自宅側のほうが真っすぐではないんですけ
れども、こういう形で杭が打ってありました。肥培管理も問
題はありません。

以上になります。

議長 私も見ているんですけれども、さっきの物置の庇が出てい

るということになると、相手方が納得しないわけですね。境はこっちなんだよと。そうすると、境が決まらないのに適格者証明で、いいですよというわけにいかないの、今、4者から説明がありましたとおり、測量し直したんですね。それで、鍵形になっている部分で、点線の部分を本当は全部受けたかったのですけれども、この点線の部分を外したということです。これは一応生産緑地になっているわけなんです。

受ける部分をはっきりしていただければということでこうなったということでございます。よろしくお願いしたいと思っています。

ただいま説明がありました件について、何か質問、確認等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないものと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 この間はお邪魔いたしました。いろいろ見せていただき、ありがとうございました。また、今日は大変お忙しい中をお越しいただきまして、ありがとうございます。

立川市の農業委員会は、申請者にはこの総会に出ていただくことになっておりますので、御理解をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。あまり難しいことではございませんので、緊張しないでください。

申請人には、相続税納税猶予制度というものは十分御理解をしていただいていると思うんですけれども、農業委員会の総会において、改めてその意思を確認したいと思ひまして、今日はお越しいただきましたので、御理解願いたいと思います。

農業委員会といたしましては、相続税納税猶予制度が適正に運用されなければ、制度そのものが維持できなくなってし

まいりますので、ぜひお守り願いたいと思います。立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまう。

そこで農業経営部会長と土地利用部会長が質問させていただきます。簡単なことでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、梅田農業経営部会長、よろしくお願いします。

17番 今日はどうも御苦労さまです。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかななくてはなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。そこで、2点ばかり確認をさせていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点についてお聞かせください。

申請人 1点目に対しましては、夫がやっていたときに手伝っておりました。夫が亡くなってからも、息子と2人でずっとやっておりますので、そのままやっていくことにしました。

2点目の後継者ですが、長男が一緒にやっております。後継者としてやる気でおりますので、続けたいと考えております。よろしくお願いします。

17番 ありがとうございます。体に気をつけて頑張ってください。

議長 続きまして、金子土地利用部会長、よろしくお願いします。

3 番 どうもお疲れさまです。同じような質問で重複しますけれども、質問は短いですから、よろしくお願いします。

立川市農業委員会では、この制度が存続されるようさまざまに努力していますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、障害を理由に、税務署と農業委員会の許可があれば農地を貸すことができます。ただし、主たる従事者が借受人となるため、次の相続のとき、生産緑地である農地の買取り請求ができないということになります。万一許可なく相対で貸し借りを行くと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこで、お尋ねします。農地の全てについて申請者自身で肥培管理を行い、農産物の生産をしていくことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

申請人 農産物は野菜も植えて、あと空いているところは果物のミカンだとかを今も植えてあるんですけども、台風で木が倒れたりしてしまっておりますので、また新しく農協さんに頼んで苗を買って、それでやろうかということになっております。まだ農協さんのほうには話してないんですが、親戚の人から、農協さんに頼めばいいよと言われたので、それでは、そのようにしようかということで、そのつもりでおります。

3 番 ありがとうございます。納税猶予制度は単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と農業経営の継続を図ることを目的として猶予されているものです。ただいま申請農地の肥培管理、耕作を適切に行うことをお約束いただきました。息子さんとともによろしくお願いします。農協のほうも、私はそちらのほうもやっておりますので、協力

させていただきます。承りましたので、そのうち向かわせま
すので、よろしくお願いいたしますします。

申請人 よろしく願いいたします。

議長 ほかの委員で何か御質問等がありましたら、お伺いいたし
ます。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請人の方にお
願いがございます。

今、両部会長からいろいろと御質問させていただきました
けれども、相続税納税猶予というのは、ただ受ければいいと
いうことではなく、税金が猶予されているわけですから、そ
れに恥じないように肥培管理をしていただきたいと思います。
3年に一度、農業委員会が税務署へ提出する書類の証明を発
行いたします。それがないと税務署のほうで申請ができません
ので、それは3年たちましたら、自宅のほうへ税務署のほう
から郵送されると思います。その証明書は、この委員会で
現地調査をいたしまして、ここで審議して、また継続してい
ただくということになっております。ですから、3年後に税
務署からまた書類が来ますので、よろしく願いしたいと思
います。

また、今、両者が質問した内容がこの封筒の中に、相続税
納税猶予というものはこういうものなんだということが書い
てありますので、もう一度御家族で検討していただきまして、
これからも農業に励んでいただければと思います。よろしく
お願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の2、相続税の納税猶予に関する適
格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願い
いたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第1号の3に移ります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 議案第1号の3について説明いたします。農地等の相続人の住所・氏名等につきましては記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は西砂町3丁目の1筆。略図3をご覧ください。

略図3は横田基地に近い西砂町のテニスコートの北側に位置する農地で、ヤマイモ、サトイモ、ニラ、オクラ、ネギなど多品目の野菜が作付けされていました。

生産物は自家消費とのことでした。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第1号の3は以上でございます。

議長 調査を担当されました委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明、岩田委員、粕谷久敬委員、横幕委員の順にいきたいと思います。岩田委員、お願いいたします。

11番 作付けの作物は、今、次長から話があったとおりでございます。番号3の1は500㎡の一部というような形になっておりますが、491.27㎡のうち、1m幅で8.7mは通路ではないかということで税理士のほうから指示をいただいて、この分を外しているということです。境界石等は確認できました。肥培管理も良好です。

以上です。

議長 続きまして、粕谷久敬委員、お願いします。

12番 作付けされているものにつきましては、岩田委員と事務局のほうからお話があったとおりです。

圃場は自宅の庭続きという形で南側にあるんですが、その境界等はちゃんと杭が入っていて確認することができました。これからの作付けに向けて畑もきれいに耕うんされており、問題ないと思います。

議長 横幕委員、お願いいたします。

9 番 今、皆さんがおっしゃったとおりです。境界もはっきり確認できましたし、自家消費用の野菜もきれいに栽培されているのを見ることができました。問題ないと思います。

議長 私が欠席いたしまして、職務代理が出席しておりますので、職務代理からお願いいたします。

2 番 この方は、先ほど事務局から報告がありましたように、野菜のほうは自家消費ということでございます。きれいに耕作されておりました。先ほど岩田委員からも報告があったように、一部は通路用ということで外しているところがございました。あとは境界石も確認をいたしましたので、問題はないかと思います。

以上でございます。

議長 質問はありませんか。内野委員。

4 番 黒枠で囲ってあるところの右の上のほうに建物らしき枠があるんですけども、これは何でしょうか。

議長 それでは、職務代理、お願いします。

2 番 略図には四角く囲ってありますけれども、実際は何もない状態です。これは昔、何かあったんですか。

1 1 番 何もなかったですよ。

次長 航空写真を見ると、トタン屋根のようなものがあるにはあるんですけども、現地で見られたときには、恐らくもうなくなっていた状態なのかと思います。

議長 よろしいですか。

4 番 はい。

議長 ほかに御質問はありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないものと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 今日はお忙しい中を総会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

立川市の農業委員会では、適格者証明を出すには、本人に出席をしていただく趣旨になっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

申請人には、相続税納税猶予制度というものは十分御理解をしていただいていると思うんですけれども、農業委員会の総会において、改めてその意思を確認させていただきますので、御協力をお願いしたいと思います。

また、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなってしまうして、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまう。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思いますので、よろしく御協力のほどをお願いしたいと思います。

最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長が質問させていただきます。簡単なことでございますので、リラックスしてお答えしていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、梅田農業経営部会長、よろしくお願いいたします。

17番 今日はどうも御苦労さまです。

御存じだとは思いますが、相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかななくてはなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続

が難しくなることが予想されます。そこで、2点ばかり確認をさせていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点についてお聞かせください。

申請人 まず農業経営に関してですが、両親から受け継いだ農地でありまして、私自身は兼業という形で携わってきたんですが、今後も、農業は嫌いではなく、好きな部類なので、小規模ながらも、未来永劫、農地の保全に努めていきたいと、そういう決意であります。

2点目ですが、後継者ということですが、私の息子がいるんですが、まだ覚えることはたくさんあると思うんですが、私と同じ兼業という形で、農地の保全あるいは農作物の育成をやり、あと家内も随時雑草の駆除あるいは種まき等を積極的にやってくれていますので、その点は心配ないと思います。

17番 年も同じですから、ぜひ体に気をつけて頑張ってください。

議長 続きまして、金子土地利用部会長、よろしくお願いします。

3番 御苦労さまです。質問は重複しますが、簡単な質問なので、よろしくお願いします。

立川市農業委員会では、この制度が存続されるようさまざまに努力していますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、障害を理由に、税務署と農業委員会の許可があれば農地を他人に貸すことができるということになっています。ただし、主たる従事者が借受人となるため、次の相続のとき、生産緑地である農地の買取り請求ができないという覚悟が必要になってきます。万一許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取

り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこで、お尋ねします。農地の全てについて申請者自身で肥培管理を行い、農産物の生産をしていくことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

申請人 今回、納税猶予の申請をしまして、農作物をつくるわけですが、先ほどお話ししましたが、自分自身、健康面は自信がありますので、小規模ながらも、貸し借りとか、そういうことをすることなく、家族単位で耕作して維持していきたい、こういう考えです。

3 番 ありがとうございます。納税猶予制度は単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と農業経営の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理、耕作を適切に行い、農業経営を行うという約束をいただきました。体に気をつけて、十分にやっていただければいいと思います。

議長 ほかの委員で何か御質問等がありましたら、お伺いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請人の方にお願ひいたします。

今、両部会長から納税猶予に関して御質問させていただきましたけれども、継続していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。3年に一度、税務署のほうから、引き続きの書類が来ると思います。また調査をさせていただきますして、証明書を発行することになっておりますので、肥培管理をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、相続税納税猶予というのは、今、説明がありましたけれども、猶予されているわけですので、これからも一生懸命農作業に励んでいただければと思っておりますの

で、よろしくお願いいたします。

また、今、両部会長が質問したような納税猶予に関することが、この封筒の中に書いてありますので、もう一度御家族でこれを見ていただきまして、相続税納税猶予というものはこういうものだということで、御理解していただければと思います。

今日はお忙しいところをありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第 1 号の 3、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第 2 号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は 6 件を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 現地調査を 9 月 17 日、申請者の立ち会いのもとに、会長、鈴木職務代理、藤野委員、馬場委員、清水委員、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

今回は 6 件でございます。番号に沿って御説明いたします。

議案第 2 号の 1、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は、柏町 2 丁目の 9 筆と柏町 3 丁目の 6 筆。略図 1 をご覧ください。

略図 1－1 は五日市街道とすずかけ通りの中間に位置する農地で、クリを中心に、ウメ、カキ、カボス、タラの木、バナナ、アケビやナスなど多品目の野菜が作付けされていました。

略図 1－2 は、略図 1－1 の五日市街道を越えた北側に位置する農地で、西側にはネギが植え付けられ、東側は耕

うん整地されておりました。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人でございます。

今後も引き続き農業経営を継続していくことを確認いたしました。

議案第２号の２、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は、柏町４丁目の１筆と砂川町７丁目の１筆。略図２をご覧ください。

略図２－１は日大二高グラウンドの北側に位置する農地で、クリが植え付けられておりました。

略図２－２は国立音大の西側に位置する農地で、同じようにクリが植え付けられておりました。

生産物は、自宅で直売しているとのこと。肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

今後も引き続き農業経営を継続していくことを確認してございます。

議案第２号の３、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、砂川町５丁目の５筆と砂川町６丁目の２筆となります。略図３をご覧ください。

略図３－１は自宅の北側に隣接した南北に細長く延びる農地で、クリが植え付けられておりました。

略図３－２は玉川上水の南側に隣接する農地で、サクラ、モミジ、カシ、コニファー類、カキなど多品種の植木が育成されておりました。

生産物は、業者間取り引きを行っているとのこと。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

議案第２号の４、農地等の相続人の住所・氏名については

記載のとおりでございます。

特例農地は砂川町 6 丁目の 1 筆となります。略図 4 をご覧ください。

略図 4 は自宅の西側に南北に位置する農地で、ブルーベリー、ナシ、カキ、モモなどが作付けされておりました。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子ども夫婦でございます。

議案第 2 号の 5、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、砂川町 4 丁目の 3 筆、砂川町 8 丁目の 1 筆となります。略図 5 をご覧ください。

略図 5－1 は自宅を南北に挟むように位置する農地で、北側部分にはサトイモなどの野菜が、南側はウメが栽培されておりました。自家消費のほか、みの一れ立川にも出荷しているとのことでした。

略図 5－2 は西武拝島線の北側、武蔵村山市との市境に近い農地で、サクラ、ウメ、カキ等が植え付けられておりました。

肥培管理は概ね良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

議案第 2 号の 6、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地につきましては西砂町 1 丁目の 5 筆となります。略図 6 をご覧ください。

略図 6 は殿ヶ谷街道近くに南北に広がる農地で、ブロッコリー、クウシンサイなどが作付けされておりました。また、ゴーヤの棚も複数見受けられました。

概ね肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

説明は以上です。

議長 それでは、調査を担当された委員から、順次補足説明をお願いいたします。補足説明、番号 1 を藤野委員、横幕委員。番号

2を馬場委員、横幕委員。番号3を馬場委員、横幕委員。番号4を馬場委員、横幕委員。番号5を清水委員と横幕委員。番号6を、鈴木和昌委員が今日は欠席でございますので、鈴木職務代理にお願いしたいと思います。それと横幕委員。順番にいきます。

まず、番号1を藤野委員、お願いします。

- 1 5 番 こちらの方は、以前、農地パトロールで問題になっていたお宅です。さすがに再三尻をたたいて、きれいにするようにということでお願いしておりまして、この間の現地調査のときには、かなりの部分の伐採が進んで、きれいになっておりました。引き続きしっかりした管理をしていただくようお願いしてありますので、今回は問題ないかと思われます。

以上です。

議長 横幕委員、お願いします。

- 9 番 私も以前にここを見せていただいたときに、うっそうとしていたのを覚えているんですけども、それから見ると随分すっきりときれいになっていたと思います。以前のことを知っている、つい相対評価をしてしまいましたが、でも、少なくとも納税猶予を受けている限り、それだけでは不十分だということで、根気よく農業委員の指導が必要かなと思います。

議長 これは私も立ち会っておりますので、木を切って、チップで処分しているということも見届けました。ただ、タケがあるんですけども、今はきれいになっていますが、タケは根をとらないとどんどん出てきてしまいますので、それは地元の委員に今度また見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。あのままやっていると、すぐまた出てきってしまうと思うので、よろしくお願いします。

続きまして、番号2を馬場委員、横幕委員、お願いいたします。

- 1 6 番 番号2番の方ですけども、1と2と2筆持っているんですが、どちらも全部クリを植えております。肥培管理も良好

で、イガとか葉っぱとかもなく、きれいになっておりますので、全く問題はございません。

以上です。

議長 横幕委員、お願いします。

9 番 同じです。問題ないと思いました。

議長 これも私が立ち会っております。番号2の1のほうはいいんですけれども、番号2の2は、別に肥培管理が悪いわけではないんですが、住宅街に囲まれておりまして、近隣の方から、大雨が降るとここが池になって、南側のほうの住宅に水が入っていくというようなことで、トラブルがあったらしいんですけれども、今のところは落ち着いているということです。そんなことですね、馬場委員。

16 番 そうです。3年前ぐらいに一度大雨の後にあったんですね、そういう近隣とのトラブルが。これは自然災害ですから何とも言いがたいんですけれども、住宅が畑より全部上になってしまっていますので、そこから水が流れてきてしまうので、どうにもならないんですよ。

議長 ちょうど住宅の真ん中の道が高いから、ここに水が池のようになまってしまいうんです。ここは全部クリが植わっていて肥培管理はいいんですけれども、周りが家で、どうしても南のほうへ水が流れていくということで、トラブルがあったらしいんですが、今のところ、理解をさせていただいているようでございます。

次に、番号3を馬場委員と横幕委員。馬場委員、お願いします。

16 番 この方は、本人と娘さんと、あとは親戚の方に手伝っていただきながら農業を行っておりますが、大変広い面積をお持ちなんですけれども、肥培管理等も、クリのところは問題が少しありましたけれども、それ以外のところについては問題はございません。

以上です。

議長 横幕委員、お願いします。

9 番 同じです。特に問題はないと思います。

議長 続きまして、番号4を馬場委員と横幕委員。馬場委員、お願いします。

1 6 番 この方は、この方と奥さんとやっております、この見たところは果樹だったんですけれども、あと主にアスパラガスをつくっていらっしゃるんですが、砂川町のここの場所は全般的に果樹です。全部の面積が青いネットで囲まれておりますので、境等もはっきりしておりますし、果樹については剪定もしっかりしておりますので、問題はございません。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

9 番 今、馬場委員がおっしゃったように、広い農地なんですけれども、全体をネットで張りかえたということで、中も大変きれいに管理されておりました。問題ないと思います。

議長 続きまして、番号5を清水委員と横幕委員。番号5を清水委員、お願いします。

1 4 番 ここは本人と奥さんがやっております。4丁目のほうは、自宅の南北の農地で、南のほうはウメが植わっております。北側のほうはサトイモ等をつくっております。

一つ、自宅の東側の境の石が見つからなくて、ブロック塀がずっとしてあるんですけれども、そのブロック塀の、このあたりだろうというところを本人が掘ったらしいんですね。そうしたら翌日連絡がありまして、石があったということで、特に問題はなかったです。私のほうでも確認いたしました。

それから、8丁目のほうは、ここはきれいになっているんですけれども、特に何もつくってなくて、果樹を植える予定だということでした。

以上です。

議長 横幕委員、お願いします。

9 番 石でいろいろ苦労したのを覚えております。果樹のほうで

すが、カキを植える予定だと聞いておりますけれども、畑はできるだけ有効に利用してほしいなと思いました。

議長 次に、番号6を、今日は鈴木和昌委員がお休みですので、鈴木職務代理と横幕委員にお願いします。鈴木職務代理、お願いします。

2 番 この方は、初めての引き続きの現地調査ということで、本人もわかっていない部分もあったので、まず、しっかり石の確認をしてくださいということで、石の部分が茶の木の中にあって、きれいに茶の木を刈ってなかったので、なかなか見づらかったということでしたので、今後は、しっかり茶の木も剪定するようにしておいてくださいということで、依頼をしておきました。

あと自宅から一番奥側の道沿いのところが、この周辺の農地は、土がどうしてもそちらに流れてしまうみたいですね。一番奥のところの石が見えなかったということで、この辺もしっかりわかるようにしておいてくださいということで、お願いをしておきました。

肥培管理は非常に一生懸命やっておりますので、何の問題もありません。

以上でございます。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

9 番 今、職務代理がおっしゃったように、改めて農地とは何なのかを考える指導があったと思います。それから隣の土が流れてくるということに関して、境が必要ではないかという指導もありました。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件につきまして、何か御質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

私のほうから。番号5の2の畑はカキか何かを植えるということですが、これはお約束したんですか、ただ、植えるということだけですか。

9 番 予定だというのを聞きました。

議長 今は全然何も植わっていないんですか。

1 4 番 何もなかったと思います。

議長 更地ですか。

2 番 ただ、一部分ないところがあったんですが、ほかにはウメの木とかあるんです。一部分空いているところは、そこは、今後、果樹を植えると言っておりました。

議長 ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

本日の審議予定はこれで終了でございますが、質問などがありましたらお願いいたします。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、総会を終了したいと思います。

次回の総会は10月25日金曜日、午後3時から208・209会議室となっております。

本日は、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後4時20分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員